

行橋市広域消費生活センター

消費生活センターニュース

令和4年12月号

自宅に身に覚えのない宅配物が届いた

宛先に私の名前と住所が記載された身に覚えのない宅配物が、ポストに入っていた。送り主に心当たりはない。

突然、身に覚えのない宅配物が届いても慌てずに、まずは届いた宅配物が本当に心当たりのないものかを確認しましょう。宅配物をまだ開封していない場合には、受取拒否ができるかを配送業者に相談してください。安易に返送することは避け、一定期間保管することが望ましいでしょう。

なお、令和3年の特定商取引法改正により、注文や契約をしていないにもかかわらず、事業者が金銭を得ようとして一方的に送りつけた商品については、消費者は直ちに処分することができるようになりました。その場合、商品を開封・処分しても、消費者に支払い義務が生じることはありません。

行橋市広域消費生活センター

JR行橋駅 西口前(行橋市西宮市2-1-39)

☎0930-23-0999 月～金 9:00～17:00

※ご来訪の際は、マスク着用のうえ、新型コロナウイルス感染防止にご協力いただきますようお願いいたします。